

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

(広報課)

ページ
一

号外 (一) 平成二十七年 四月 一日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第五号

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各県事務所

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県広報事務処理規程（昭和三十三年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに各振興局振興課長及び各振興局の事務所の振興課長」を「及び各県事務所の振興防災課長」に、「振興局若しくは振興局の事務所（以下「振興局等」という。）」を「県事務所」に改める。

第三条中「振興局等」を「県事務所」に改める。

第六条中「各振興局等」を「各県事務所」に改める。

別表各振興局振興課長の項中「各振興局振興課長」を「各県事務所振興防災課長」に、「各振興局等」を「各県事務所」に改める。

附則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成二十七年四月一日

平成二十七年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社